

第3章 日本語特許出願に関する手続

特許協力条約に基づく国際出願日が認められた国際出願（「国際特許出願」（特184の3））のうち、日本語でされたものを「日本語特許出願」といいます。（特184の6（2））

日本語特許出願に係る国際出願日における願書・明細書・請求の範囲・図面・要約は、特許法第36条の願書・明細書・特許請求の範囲・図面・要約書とみなされます。（特184の6）

国際出願の書類（国際公開、国際調査報告等）は、条約第20条の規定により国際公開の後、日本国特許庁からの請求により国際事務局から送達されます。

（条20、規47.1（a）、規47.4）

1. 特許協力条約第19条（1）に基づく補正書の写しの提出

日本語特許出願の出願人は、条約第19条（1）に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時（特184の4（6））の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。（特184の7（1））

ただし、補正書の写しが条約第20条の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合には、その補正書により、特許請求の範囲について特許法第17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。（特184の7（2））

（1）提出期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。（特184の7（1））

（2）提出方法

補正書の写しを、「特許協力条約第19条補正の写し提出書」に添付して提出します。

（特施38の6、特施様式54）

（3）補正書の写しの提出又は補正書の送達がなかった場合

期間内に補正書の写しの提出又は条約第20条の規定による国際事務局から日本国特許庁に対する補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。（特184の7（3））

（4）補正書の書簡に記載した説明

条約第19条（1）の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面（上申書）に記載して特許庁長官に提出することができます。（条19）

(日本語特許出願の条約第19条補正の写し提出書の記載例)

【書類名】 特許協力条約第19条補正の写し提出書

(【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/J P 20〇〇/012345

【出願の区分】 特許

【特許出願人】

【識別番号】 300005555

【氏名又は名称】 株式会社 経産製作所

【代理人】

【識別番号】 100001234

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎

【補正書の提出年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【その他】

【提出物件の目録】

【物件名】 条約第19条補正の写し 1

特許法施行規則第38条の6(様式54)により作成してください。

(注1) 電子出願ソフトを使用して提出する際は、指定官庁の手続に関するQ&A集(Q10)を参照してください。

(注2) 【その他】の欄には、特許協力条約第19条補正の補正箇所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ → 「制度・手続」の「特許」「国際出願」 → 「PCT国際出願手続」<参考情報>「条約19条・34条に基づく補正(書簡)における補正の根拠の表示(https://www.jpo.go.jp/stem/patent/pct/tetuzuki/kisokukaisei_unyou.html)」を参照してください。

2. 特許協力条約第34条(2)(b)に基づく補正書の写しの提出

日本語特許出願の出願人は、条約第34条(2)(b)に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。(特184の8(1))

ただし、補正書の写しが条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合には、その補正書により、特許法第17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。

(特184の8(2))

(1) 提出期間

国内処理基準時の属する日までに提出しなければなりません。

(特184の8(1))

(2) 提出方法

補正書の写しを、「特許協力条約第34条補正の写し提出書」に添付して提出します。

(特施38の6、特施様式54)

(3) 補正書の写しの提出又は補正書の送達がなかった場合

期間内に補正書の写しの提出又は条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に対し補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(特184の8(3))

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

日本語特許出願における条約34条補正を2回以上行った場合は、補正を行った日毎にそれぞれ「特許協力条約第34条補正の写し提出書」の提出を行ってください。

(日本語特許出願の条約第34条補正の写し提出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第34条補正の写し提出書		
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【出願の表示】			
【国際出願番号】	PCT/J P 20〇〇/012345		
【出願の区分】	特許		
【特許出願人】			
【識別番号】	300005555		
【氏名又は名称】	株式会社 経産製作所		
【代理人】			
【識別番号】	100001234		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際 太郎		
【補正書の提出年月日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
【その他】	・・・・・・・・・・・・・・・・		
【提出物件の目録】			
【物件名】	条約第34条補正の写し	1	

特許法施行規則第38条の6(様式54)により作成してください。

(注1) 電子出願ソフトを使用して提出する際は、指定官庁の手続に関するQ&A集(Q10)を参照してください。

(注2) 【その他】の欄には、特許協力条約第34条補正の補正箇所及び補正の根拠を記載してください。補正の根拠の記載例について、詳細は特許庁ホームページ(参照:第3章 1. 特許協力条約第19条(1)に基づく補正書の写しの提出 (日本語特許出願の条約第19条補正の写し提出書の記載例)(注2))を参照してください。

また、明細書に記載した配列表を補正した場合は、【その他】の欄には、「配列表の〇〇を補正した。」のように補正箇所を明確に記載してください。

(注3) 令和4年7月1日以降の国際出願について、条約第34条補正に配列表の補正が含まれる場合は、補正後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを添付しなければなりません(特施38の13の2(5)、実施23(4))。電子特殊申請において、配列表ファイルを「特許協力条約第34条補正の写し提出書」の添付物件として提出することができます。

【コラム】条約第34条補正書について

日本語特許出願の出願人が、国際段階で条約第34条(2)(b)に規定する補正を行い、国内処理基準時の属する日までにその写しを特許庁長官に提出した場合、又は、国際事務局から日本国特許庁にその写しが送達された場合、日本国特許庁では当該書類をもとに、条約第34条補正（職権）を記録します。

国際段階での明細書の補正はページ単位で行われますが、これを日本国内段階の手続補正書の様式に合わせる形で条約第34条補正（職権）のデータを作成するため、作成されたデータの見方には注意が必要です。

＜条約第34条補正（職権）例＞

【補正対象書類名】 明細書
【補正対象項目名】 0002
【補正方法】 変更
【補正の内容】
 【0002】
 (以下、条約34条補正の差し替えページ)……………
 ……………
 [0008]
 ……………
 ……………
 [0009]
 ……………
 ……………

・【補正対象項目名】の「0002」、及び【補正の内容】の項番【0002】は、【補正対象項目名】の差し替えページの2頁を示しています。

※日本国内段階の手続補正書と異なり、段落番号ではなく、差し替えページ番号を示していることに注意してください。

・【補正の内容】の項番以下には、条約第34条補正の差し替えページが入り、[0008]及び[0009]は、段落番号を示しています。

※差し替えページに記載された段落番号は「【 】」（すみ付き括弧）ではなく「[]」（大括弧・ブラケット）で示されることに注意してください。

- ・【補正の内容】の項番以下は、案件によっては、文章の途中から始まる形となります
（上記例では、【０００２】以下は、段落番号[０００７]の途中から始まっています。）。

3. 日本語特許出願の記録原本ファイルへの記録

日本語特許出願については、国際出願日における願書、明細書、請求の範囲、図面、要約は、特許法第36条の願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約書とみなされます。

(特184の6(1)、(2))

出願人は明細書、特許請求の範囲、図面、要約書を改めて日本国特許庁に提出する必要はありません。そのため日本国特許庁では、特許協力条約第20条の規定に基づいて国際事務局から国際公開の後送達されてくる国際出願の書類(国際公開の写し)をもとに明細書、請求の範囲、図面、要約について、次のように記録原本ファイルへ記録します。

(1) 明細書の記録方法

国際公開時／国際出願時		記録原本ファイル
明細書		【書類名】明細書
発明の名称		【発明の名称】
技術分野		【技術分野】
[0001]		【0001】
背景技術		【背景技術】
[0002]		【0002】
⋮		⋮
先行技術文献		【先行技術文献】
特許文献		【特許文献】
非特許文献		【非特許文献】
発明の概要		【発明の概要】
発明が解決しようとする課題		【発明が解決しようとする課題】
課題を解決するための手段		【課題を解決するための手段】
発明の効果		【発明の効果】
図面の簡単な説明		【図面の簡単な説明】
図1		【図1】
発明を実施するための形態		【発明を実施するための形態】
実施例		【実施例】
産業上の利用可能性		【産業上の利用可能性】
符号の説明		【符号の説明】
受託番号		【受託番号】
配列表		【配列表】

(2) 特許請求の範囲の記録方法

国際公開時／国際出願時

請求の範囲 [請求項 1]

記録原本ファイル

【書類名】 特許請求の範囲 【請求項 1】

(3) 要約書の記録方法

国際公開時／国際出願時

要 約 書

記録原本ファイル

【書類名】 要約書 【要約】

(4) 図面の記録方法

国際公開時／国際出願時

[図 1]

記録原本ファイル

【書類名】 図面 【図 1】

(注) 発明の名称を国際調査機関が決定したときは、国際調査機関が決定したものを記録します。

(注) 要約を国際調査機関が作成したときは、国際調査機関が作成したものを記録します。

(注) 図面の記録の内容

- ① 図面は、横170mm、縦255mmの範囲内で記録します。
- ② 「図面」は「【書類名】図面」と記録し、2以上の図があって各図にアラビア数字により「図1」、「図2」又は「Fig. 1」、「Fig. 2」のように連続番号を付してあるときは、図番号の前に「【」、後ろに「】」を付して「【図1】」、「【図2】」のように記録します。